

豊橋市監査公表第24号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和5年3月30日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

定例監査の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業
市民病院
事務局〔管理課、医事課〕

D X（デジタルトランスフォーメーション）に関連する事務事業
市民病院事務局の全課、経営企画室、医療安全管理室

第2 監査の期間

令和5年1月4日～令和5年2月24日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、市民病院の対象となった各課が所管する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び経営に係る事務事業及び全課室に共通するD Xに関連する事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているか、また、経済性が発揮されているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

市民病院の所管する事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

1 公印の管守及び使用承認について

保守委託契約において、公印の管守者に使用の承認を得ずに市長印を押印している事例が散見された。平成30年度定例監査で同様の指摘を受けているにもかかわらず、十分な措置が講じられていないので、公印使用のルール徹底や公印使用時の確認体制の強化を図られたい。

2 委託契約について

保守委託契約において、個人情報を取り扱う業務ではないが、個人情報取扱特記事項を規定している契約が散見された。平成30年度定例監査で同様の指摘を受けているにもかかわらず、十分な措置が講じられていないので、適正な事務処理をされたい。

意見

1 契約事務について

契約事務において、仕様書に内容を誤って記載している事例や業務内容が記載されていない請書を受領している事例が見受けられた。適正な契約の履行がされないおそれがあるので、書類の確認体制を見直すなど、適切な事務処理に努められたい。

2 業務委託の監理について

西病棟外壁改修等工事監理業務において、受託者から提出された業務計画書には直接仮設の仮囲い設置完了時及び外部足場設置完了時に現地確認を行うとされていたが、これらの現地確認が行われていなかった。受託者から提出された業務計画書に記載されている内容に基づいた工事監理により、適正な工事施工が担保されるよう受託者指導に努められたい。